

## 産業廃棄物収集運搬業 積替え保管の基準適合チェックリスト

業者名 \_\_\_\_\_

項	目	チェック	備考
1 積替え保管を認める場合に適合しているか。(事務取扱要領第4-1関係)			
(1)	通常の排出形態における1回当たりの排出量が少量の廃棄物を、個々の排出事業者が特定できる方法で積替え保管する場合であって、積替え保管を必要とする合理性が認められるとき。※	(1) <input type="checkbox"/>	(1)～(4)のいずれかに該当すること。 ※「積替え保管を行う間に廃棄物の性状が変化し、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるとき」及び「建設工事に伴い生ずる廃棄物を扱うとき」を除く。
(2)	収集運搬の途中で産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬手段を変更する(貨車又は船舶に係る場合をいう。)際に積替え保管を行う場合。	(2) <input type="checkbox"/>	
(3)	自動車リサイクル法対象外車両を処理料金を徴収して又は無償で処理を行う際に、有価部品等を回収するため積替え保管を行う場合。	(3) <input type="checkbox"/>	
(4)	特定家庭用機器再商品化法の対象物である産業廃棄物を積替え保管する場合。	(4) <input type="checkbox"/>	
2 積替え保管の基準に適合しているか。(事務取扱要領第4-2関係)			
(1)	積替えを行う場所と保管を行う場所は、同一敷地内とする。	<input type="checkbox"/>	
(2)	積替え保管場所は、原則として静岡県許可区域内1か所とする。	<input type="checkbox"/>	
(3)	積替え保管場所において、積替え保管を行う廃棄物と他の積荷等が混在しないよう管理すること。	<input type="checkbox"/>	
(4)	1の(1)及び1の(4)に掲げる場合における廃棄物の保管量は、「保管施設の容量から算出される上限」、「平均搬出量の7日分」及び「積替え後の運搬車両の1台分」のうち最小の量を上限とする。	<input type="checkbox"/>	1の(1)及び1の(4)に該当しない <input type="checkbox"/>
(5)	1の(1)に掲げる場合における廃棄物の保管日数は、7日を上限とする。	<input type="checkbox"/>	1の(1)に該当しない <input type="checkbox"/>
(6)	政令第6条第1項第1号(産業廃棄物を扱う場合)又は第6条の5第1項第1号(特別管理産業廃棄物を扱う場合)に規定するものに適合している。	<input type="checkbox"/>	